

(一社) 八尾市薬剤師会 学校薬剤師委員会会員・内規

1章 会員

1. (一社) 八尾市薬剤師会の正会員であること
2. (一社) 大阪府薬剤師会<大阪府学校薬剤師会>会員であること

2章 推薦について

1. 新規従事希望者は、市教育委員会への推薦名簿提出月(2月初旬)の半年前(7月31日)までに(一社)八尾市薬剤師会に入会し、学校薬剤師部会入会申込書を提出していること
2. 委嘱期間は1年間である為、新規従事希望者のうち、勤務薬剤師の場合は雇用主の承諾が必要である。よって薬剤師会所定の承諾書に記入の上12月末日までに提出する事。但し継続して推薦を受ける場合 承諾書は省略出来るが、学校薬剤師の職務を充分理解し責任を果たすこと
3. 部会長は次年度の推薦名簿を1月の理事会に提出する

3章 会費

1. 学校薬剤師として推薦を受けた年度より会費(年2,000円)を支払うこと
2. 会員であっても担当校を受け持たない場合は、会費は発生しない

4章 研修会等の参加について

1. 新規従事希望者は、会が定める学校薬剤師研修会を、部会長が推薦名簿を提出する日までに少なくとも1回は受講すること。この条件を満たさない場合は推薦を取消されることもある
2. 八尾市薬剤師会主催の研修会に積極的に参加する。特に部会研修会は受講すること
3. 大阪府学校薬剤師会研修会に参加する
4. 健康展等の学校薬剤師部会の催しものや事業へ積極的に参加する
5. 総会等、他の薬剤師会活動へ積極的に参加する

5章 担当校について

1. 担当校は1人1校(付随する幼稚園は小学校の担当者が持つ)とする
2. 学校数より会員数が少ない場合は、1人2校以上持つ事が出来る
3. 学校数より会員数が多い場合は、新規希望者があっても担当校を持ってない状態が起るが会員とする

## 6章 定年制について

1. 当会は定年制を採用し、部会員が満 70 才になった年の年度末(3月31日)で勇退するものとする

## 7章 その他

1. 学校薬剤師委員会研修会は毎年4月に実施する
2. 委嘱期間は1年間であるが、やむを得ない事由により途中交代しなくてはならない場合は委員会で検討し理事会に報告を行う
3. この内規は平成 30年 5月 13日施行する

平成 19年 11月 7日作成

平成 30年 4月 8日委員会承認

平成 30年 5月 13日理事会承認